

標準規格と著作権

——法規引用された標準規格と、国家規格に関する問題——

大 西 愛*

抄 録 JIS規格やISO規格をはじめとする多くの標準規格には著作権が主張されている。しかし、標準規格には法規で定める技術基準として用いられているものもあり、そのような標準規格に著作権を認めると弊害が大きい。本稿では我が国における標準規格の著作権保護をめぐる問題点を明らかにし、諸外国における動向や、著作権法13条該当性の検討を行うことにより、標準規格の著作権法上の取り扱いを検討した。その結果、技術基準として法規に引用されている標準規格や、国自体が制定した国家規格は、著作権法13条で規定する権利の目的とならない著作物に該当すると考えられることを示した。

目 次

1. はじめに
 1. 1 標準規格の類型化
2. 我が国における動向
3. 米国における動向
 3. 1 米国における法規の著作権の取り扱い
 3. 2 法規引用された著作物に関する従前の裁判例
 3. 3 法規引用された著作物の権利行使が認められた判例（AMA判決）
 3. 4 法規引用された著作物の権利行使が認められなかった判例（Veeck判決）
 3. 5 判例の考察
 3. 6 米下院小委員会での公聴会「著作権の保護範囲について」
4. ドイツにおける動向－標準規格と2003年著作権法改正
5. オランダにおける動向－2012年最高裁判決における標準規格の著作権の取扱い
6. 日本法の下での検討
 6. 1 著作権法13条立法経緯および学説
 6. 2 立法経緯・学説から示唆される13条1号、2号の対象とするもの
 6. 3 標準規格の13条1号、2号該当性
7. おわりに

1. はじめに

近年、経済活動のグローバル化により世界規模での技術の標準化が求められている。我が国の加盟しているWTO/TBT協定（貿易の技術的障壁に関する協定）でも工業規格等の各国の規格が異なることによる貿易上の障害が生じないように、法規で定める技術基準には原則として国際規格と整合性のある標準規格を用いることを要請している。そのため技術基準として法規に引用される標準規格も多くみられる。標準規格は、制定されると冊子体・電子ファイルの形式で配布されるのが一般的だが、これらの標準規格には著作権が主張され、利用が制限されている場合が多い。近年、標準化団体による標準規格の著作権の主張が強化されている背景には、多くの標準化団体は標準規格の売上により運営を行っているという構造がある。標準化団体の中には、近年の情報通信技術の発達に伴い著作物の複製や流通が容易になり、そのために

* 金沢工業大学大学院 工学研究科 知的創造システム専攻 修士課程（投稿時） Ai ONISHI

収益が損なわれると活動が立ち行かなくなるとの意見もある¹⁾。

標準化活動は経済活動の一環ではあるが、公共政策としての性質も有する。例えば、標準規格が技術基準として法規に引用されると、国民に対して強制力を持つことになる。そして、国自体が制定した国家規格には、消費者の安全、環境保護、高齢者・障害者保護等に関する規格も多く存在する。このような標準規格にまで著作権が主張されると、公共の利益が損なわれるという弊害が生じかねない。過去には実際に著作権が問題となり法規で定める技術基準の改正が妨げられたケース²⁾もある。

我が国においては、これまで標準規格について政策的な観点から議論されることが多く、著作権による保護に関する十分な検討がされることはなかった³⁾。そのため、行政や各種団体ごとに異なる主張も見受けられる⁴⁾。そこで、本稿は、特に法規に引用された強制規格と、国が定めた国家規格に関する著作権法上の取り扱い、具体的には著作権法13条該当性につき検討し、その保護の在り方を明らかにすることを目的とする。

なお、我が国においては標準規格が著作物に該当することをアプリアリの前提として議論されることが多いが、標準規格は、事実や人為的取り決めを定められた仕様を簡潔に表すことが要請されるものであるから、本来的に表現の選択の幅は狭く、そもそも著作物性が認められないものも少なくない。しかも、多くの標準規格は文章、図表、数式など複数の素材により構成されているから、著作物性の有無は、これらの素材ごとに検討されなければならない。

本稿は、このような慎重な検討を経た結果、著作物性があると認められた例外的な標準規格について、その著作権法上の取扱いを検討するものである⁵⁾。

1. 1 標準規格の類型化

標準規格と一口にいても様々な事柄について、成り立ちの異なる組織により制定されており、制定主体や利用のされ方の違いにより著作権法上の扱いが異なる場合がある。そのため初めに標準規格の類型化を行い、本稿で論じる対象とする標準規格を明確化する。

まず、標準規格は強制力によって類型化できる。標準規格は、本来、それを採用するかどうかは自由であって、他者に使用を強制することはできない（任意規格）。しかし、それが法規に引用されると、その規格に従うことが法律上義務付けられ、強制力を有することになる。これが「強制規格」である。

次に、標準規格を誰が制定するかという制定主体の観点からも類型化できる。これは地理上、政治上などの観点から、国際規格・地域規格・国家規格・団体規格の4つに類型化することができ、国際規格を頂点とするヒエラルキー構造をとっている。国際規格には例えば、国際標準化機構（以下、ISO）が制定するISO規格がある。

これらの標準規格の中で、法規に引用されている強制規格及び国自身が制定する国家規格については、著作権法13条により著作権の保護を受けない可能性がある。

(1) 強制規格の概要

標準規格が法規に引用される態様には以下の2種類がある。

①参照型：法規中に規格番号のみを規定して引用する方法

②取り込み型：規格の具体的な内容を規定することにより引用する方法

①参照型が採用された場合には、法規の内容を知るためには、あらためて標準規格の内容を確認する必要がある。これに対し、②取り込み型の場合は、条文を確認するだけで法規の内容

を知ることができるという違いがある。

強制規格は日本も加盟しているWTO/TBT協定により、国の設定する技術基準が各国で異なることによって貿易上の障害となることを防ぐ目的から、原則として国際規格（ISO規格等）を基礎とすることが義務付けられている。そして、強制規格の違反に対しては、罰則その他の不利益処分が用意されている。

(2) 国家規格の概要

国家規格とは、法令により国家規格を策定・発行することが認められた機関が定める、その国内で用いられる標準規格をいい、日本では工業標準化法等の法律に基づき国が制定している。工業に関するJIS規格、農業に関するJAS規格、医薬品に関する日本薬局方などがある。国家規格も強制規格同様に、WTO/TBT協定により原則として国際規格を基礎とすることが義務付けられている。

(3) JIS規格の概要

JIS規格は我が国の国家規格であり、強制規格として利用されるJIS規格も多い。2011年3月末の時点において、薬事法、消防法等の192の法律でJIS規格を技術基準等として引用しており、また、法令で引用しているJIS規格の種類は900以上となっている⁶⁾。平成14年3月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画（改定）」では、強制法規の技術基準の仕様例としてのJIS規格等の活用等を進めていく方針が示されている。

JIS規格は工業標準化法に基づいて制定され、A4サイズのJIS規格票として発行されている。JIS規格は、まず、原案を政府または民間の利害関係人が作成し、経済産業省に設置された日本工業標準調査会（以下、JISC）という審議会の審議を経た上で、大臣が制定する。制定されると官報に大臣名で公示される。WTO/TBT

協定により、JIS規格の約半数はISO規格等を翻訳した規格となっている⁷⁾。

2. 我が国における動向

多くの標準規格には規格作成のインセンティブを理由に⁸⁾著作権が主張されているが、日本では標準規格の著作権について裁判で争われた事案は無い。しかし標準規格に著作権が主張されることにより発生している問題がある。

(1) 強制規格の著作権保護をめぐる問題

標準規格を法規に引用することで、法的業務の単純化、貿易の障害除去、行政コストの削減等の利点が得られる⁹⁾ため、今後も法規に標準規格を引用するケースは増えることが予想される。しかし、過去には法規引用された標準規格の著作権が問題となり、原子力設備の技術基準の改正が出来ないという事態が発生している。

発電用原子力設備の技術基準には、「昭和55年通商産業省告示第501号」が用いられていた。この「告示第501号」は米国機械学会（ASME）が作成している標準規格¹⁰⁾を翻訳したものを基に作成されていた。「告示501号」は、科学的な最新の知見に基づいて改訂される事が望まれていたが、当該告示の改訂にあたっては、ASMEから著作権に係わる許諾を得ることが必要となっていたため、1995年以降、改訂されず、最新の科学技術情報に対応していないという問題が発生していた¹¹⁾。

この事例のように、標準規格が法規の一部になっているケースが多くあり、そのような標準規格に著作権を認めることは、法規の著作権を認めるのと同じことになり、法改正が阻害される等の問題が生じうる。

(2) 国家規格（JIS規格）への著作権主張と無償閲覧サービス問題

JIS規格には、原案作成者へのインセンティ

ブ付与のため著作権を認めるという方針がとられており¹²⁾、冊子体のJIS規格には、著作物である旨や、無断での複製等を禁止する旨が記載されている。また、制定されたJIS規格はJISCのウェブサイトにて無償閲覧が可能であるが、著作権を理由に印刷、ダウンロードは認められていない。

最近ではISOや他国との関係により、この無償閲覧も廃止される可能性がある。WTO/TBT協定の要請によりISO規格を翻訳してJIS規格を作成するケースが多く、そのようなJIS規格は、翻訳部分に創作性が認められる範囲においてはISO規格の二次的著作物にあたり、それ以外の部分はISO規格の複製物となる。ここで、ISOは1951年以来、ISO規格の著作権を主張しており、ISOのメンバーは、1993年1月1日に発効したPOCOSA協定¹³⁾により、自国内におけるISOの知的財産権の保護義務を負うことになった¹⁴⁾。また、ISOは、昨今のインターネットの急速な普及やコンテンツのデジタル化等により、ISO規格の複製等が増えたことにより規格販売収入が減少し、その結果、新たな規格開発が行えなくなることを問題視した。そして、ISO規格（ISO規格を起源とする国家規格を含む）のインターネット上での無償公開の禁止を主たる内容とする、改正著作権ポリシーを2013年1月1日に発効した。これにより問題となるのが、JISCウェブサイトで行っているJIS規格の無償閲覧サービスである。無償閲覧が禁止されると政策上の問題等があるため、JISC幹部とISO幹部で交渉し、2013年1月1日からJISCが使用料をISOに支払い、現状の無償閲覧サービスの継続が特別に認められることで合意した。しかし本合意は5年間以内を目途にした暫定的な特別措置であり、近い将来国際的にも同意が得られるような恒久的措置を見いだす必要があるとされている¹⁵⁾。

3. 米国における動向

米国では、民間団体の作成した著作物が法規に引用された結果、強制力を持ったケースでの著作権行使可否について争われた複数の判例がある。近年では、権利行使を認めたPractice Management Information Corp. v. The American Medical Ass'n¹⁶⁾（以下、AMA判決）と、認めなかったVeck v. Southern Building Code Congress International, Inc.,¹⁷⁾（以下、Veck判決）がある。

それらの裁判で争われた著作物は、民間団体の作成したモデルコード（標準規則）や医療診断コード（符号）であり、標準規格という名前で発行されたものではないが、共通に使用される「取り決め」として法に引用された著作物であり、強制規格の著作権問題と同じ構成といえる。本項では、まず米国における法規等の著作権に関連する制定法、判例法を簡単に紹介し、続いて、法規引用された著作物の取扱いについて、日本法における解釈の示唆を得る事を目的として、AMA判決及びVeck判決における裁判所の判断基準について検討する。

3. 1 米国における法規の著作権の取り扱い

米国では「法」や「判決」はパブリックドメインであり、著作権の対象とはならないと理解されている。その原則は、1834年のWheaton v. Peters¹⁸⁾（以下、Wheaton判決）にて確認され、その後のBanks v. Manchester¹⁹⁾（以下、Banks判決）において確立された。Banks判決ではオハイオ州裁判所の判決文の著作権が争われ、裁判官の職務上の成果物は法解釈を構成するものであり、全ての市民に対して拘束力があることを理由に、著作権で保護されず、自由に出版できるとして、判決文の著作権を否定した。現在においてもこのBanks判決が「法」は著作権で保護されないことの根拠となっており、後述す

るAMA判決及びVeeck判決でもBanks判決の射程距離が論点となっている。

また、米国著作権法では、「合衆国政府の著作物」は著作権の保護を受けないことが法第105条にて定められている。「合衆国政府の著作物」とは、「合衆国政府の公務員または職員がその公務の一部として作成する著作物」をいうと101条にて定義されている²⁰⁾。そのため、政府の職員が職務上作成した著作物が「法」に引用されたとしても、著作権の保護は受けられない。

従って、残る問題は、民間団体（民間人）の作成した著作物を政府が「法」に引用した場合（法規として公布、または政府がその著作物の使用を義務付けた場合）における著作権の取扱いである。

3. 2 法規引用された著作物に関する従前の裁判例

米国にて、法に引用された民間団体作成の著作物の権利行使について争われた裁判は、AMA判決、Veeck判決の前にはBuilding Officials & Code Admin. v. Code Technology, Inc.,²¹⁾（以下、BOCA判決）と、CCC Info. Services v. Maclean Hunter Market Reports, Inc.,²²⁾（以下、CCC判決）が存在する。

(1) BOCA判決

BOCA判決では、控訴審裁判所レベルで初めて法に引用された著作物（モデルコード）の著作権行使について争われ、法に引用された著作物の権利行使は認められない可能性が高いという判示がなされた。

民間の非営利組織であるBOCAの作成したモデル建築コードが、マサチューセッツ州の建築基準の一部として採用された。Code Technology, Inc.（以下、CT）は、そのマサチューセッツ州建築基準を出版したところ、BOCAはCTに対して著作権侵害訴訟を提起した。地方裁判

所はBOCAに対して、CTの出版行為を禁止する予備的差止命令を認めた。CTは控訴し、控訴審において第一巡回区控訴裁判所は、BOCAに認められた予備的差止命令による救済を取り消した。第一巡回区控訴裁判所が予備的差止命令を取り消した理由は次の通りである。

①国民が法の著作者であるという比喩的な概念²³⁾、つまり、法は民主的なプロセスを経て制定されるものであるため、実際に誰が法案を起案したかに関わらず国民が法の著作者であること。

②デュープロセスを満たすための法へのフリーアクセスの必要性、つまり、デュープロセスの保障の前提として、国民が守るべき法を知っている必要があり、そのためには法へ自由にアクセスできることが必要であること。

このような理由から、裁判所は法に引用された著作物の権利行使は認められない可能性が高いと判示した²⁴⁾。しかし、第一巡回区控訴裁判所は、BOCAの勝訴には重大な疑問があるとしながらも、本件の問題の新規性や記録の不備等の理由により、決定的な判示をすることは避けて本件を差戻した²⁵⁾。

本件においてBOCAがモデル建築コードを作成した目的は法規への引用であった。また、法規への引用にあたり、モデル建築コードの文章は、マサチューセッツ州の法規の文章へそのまま採用された（取り込み型）。その結果、モデル建築コードは法規そのものとなった。

(2) CCC判決

1994年のCCC判決では、法規に引用された結果、使用が義務付けられた著作物の権利行使が認められた。

Maclean Hunter Market Reports, Inc.,（以下、Maclean）の作成した「レッドブック」という自動車の価格リストは、ニューヨーク州等の法規により保険会社が車両損害保険の支払いを計算する際に基準として使用することが義務付け

られた。CCC Info. Services（以下、CCC）はウェブ上に「レッドブック」の一部をアップロードし、複製した情報を顧客に配布していた。CCCはMacleanの「レッドブック」の一部を複製することが、著作権侵害とならないことの確認訴訟を提起し、それに対してMacleanは、CCCがMacleanの保有する「レッドブック」の著作権を侵害していると反訴した。CCCは「レッドブック」は法で使用が義務付けられた時にパブリックドメインとなったと主張したが、第二巡回区控訴裁判所はそれを否定した。裁判所は、法で著作物を引用することがMacleanの著作権を失わせることになると、憲法の収用を禁じる条項（Takings Clause）の下での問題が発生すること等を考慮し、「レッドブック」は法で引用されることにより使用が義務付けられても著作権で保護されると判示した。

本件においてMacleanの作成した「レッドブック」は、法規引用以外の目的で作成されており、法規への引用にあたり「レッドブック」は参照により法規へ引用された（参照型）。その結果、「レッドブック」の使用が義務付けられた。

3. 3 法規引用された著作物の権利行使が認められた判例（AMA判決）

1997年のAMA判決でもCCC判決と同様に、法規に引用された結果、使用が義務付けられた著作物の権利行使が認められた。

(1) 概要

民間団体であるThe American Medical Association（以下、AMA）の作成した医療行為の手続用語集：Current procedural terminology（以下、CPT）が、公的機関（HCFA）の規則に引用され、医療保険請求手続で使用することが義務付けられた²⁶⁾。医学書の出版を行っているPractice Management Information Corporation（以下、PMIC）は、CPTを複製して販売しようとして、Banks判決に基づき、CPTはパ

ブリックドメインにあり著作権で保護されない旨の確認訴訟を提起し、これに対してAMAは反訴した。本件では、規則により使用が義務付けられた後の、AMAの保有するCPTの著作権行使の可否が争われ、権利行使が認められた²⁷⁾。本件においてCPTは法規引用以外の目的で作成されており、法規への引用にあたりCPTは参照により法規へ引用された（参照型）。その結果、CPTの使用が義務付けられた。

(2) 論点及び裁判所の見解

本件では主にBanks判決の射的距離が論点となった。第九巡回区控訴裁判所は、まず、Banks判決には次の2つの根拠があると判示した。①経済的インセンティブの不必要性、及び、②デュープロセスを満たすための法へのフリーアクセスの必要性である。そして、そのどちらの根拠もAMAには当てはまらないと判示した。

①経済的インセンティブの不必要性について
経済的インセンティブとは経済的な利益を保護することによって著作物の創作を促すとする考えだが、本裁判所はこの点につき、「Banks判決では、裁判官には判決文を創作するための経済的インセンティブが必要でないことを理由に、判決文は著作権で保護されないという判示がなされた」と、解釈した。そして民間団体であるAMAには、CPTを作成するための経済的インセンティブが必要であるため、この①の根拠はAMAには適用できないと本裁判所は判断した。また、もしモデルコードや標準規格が、公的機関が採用することによってパブリックドメインとなったら、モデルコードや標準規格を作成している民間の非営利組織は、規格等の作成を継続出来なくなることを指摘している。

②デュープロセスを満たすための法へのフリーアクセスの必要性について
デュープロセスを満たすための法へのフリーアクセスの必要性を根拠とする解釈²⁸⁾とは、

BOCA判決の裁判所が述べた解釈と同じく、デュープロセス保障の前提として、国民は、自らが守るべき法を知っている必要があるため、著作権により法へのアクセスが妨げられてはならないことが理由だという解釈である。BOCA判決ではこの解釈により権利行使が否定されたが、本件裁判所は、法へのアクセスの必要性は認めたとうえで、デュープロセスの保障を満たすか否かの判断基準となるのは、法へアクセスする際の現実的な阻害要因の有無であると解釈した。本件の場合、現時点ではAMAがCPTへのアクセスを制限するなどの現実的な阻害要因は認められないため、Banks判決の2つ目の根拠もAMAには当てはまらないと判示した。

結論として、裁判所はCPTの使用が法規で義務付けられても、AMAはその著作権を行使できるとした地裁の判決を追認した。

(3) 従前の判例とのバランス

本件と同様に、法に採用された民間作成の著作物について争われたBOCA判決、CCC判決について、本件の裁判所はどちらの判決も著作権行使を認めた判例として扱っている²⁹⁾。本件の裁判所は、(本件裁判所によれば)第一及び第二巡回区控訴裁判所の判断と歩調を合わせ、法に引用された著作物の権利行使を認めた。

3. 4 法規引用された著作物の権利行使が認められなかった判例 (Veeck判決)

2002年のVeeck判決では、モデルコードが法規に引用され、法規そのものになった場合には権利行使は認められないということが初めて明確に判示された。本件はBOCA判決と同様の取り込み型のケースである。

(1) 概要

Peter Veeckはウェブサイト“Regional Web”の個人運営者である。Southern Building

Code Congress International, Inc.,(以下、SBCCI)は、行政組織、建築業界などの14,500以上の会員からなる非営利組織である。SBCCIはモデル建築コードを開発し、地方自治体にそれを建築基準として採用することを働きかけていた。Veeckは、SBCCIの作成したモデルコードを採用したノーステキサス州の町の建築基準をウェブサイトに掲載した。SBCCIは、Veeckに著作権侵害の排除措置を要求したが、それに対してVeeckは著作権法に違反していない旨の確認訴訟を提起した。SBCCIは、著作権侵害等で反訴した。地裁は、Veeckによる著作権侵害を認め³⁰⁾、Veeckは控訴した。控訴審では民間作成のモデルコードが地方自治体等の法規として採用された場合も、著作権による保護を失わないと判示されたが³¹⁾、本件は、問題の新規性と重要性により、大法廷再審理³²⁾に付された。大法廷での争点は、モデルコードが実際に建築基準となった場合に、Veeckの行為はSBCCIの著作権を侵害するかという点である。第五巡回区控訴裁判所は次の3つの理由より、Veeckの行為はSBCCIのモデル建築コードの著作権を侵害しないと判示した。

- 1) 最高裁判所の判決 (Banks判決):「法」は著作権保護の対象ではないこと
- 2) 著作権法の「アイデア」や「事実」の保護範囲からの除外
- 3) 判例法とのバランス

本件は原判決破棄・差戻しとなり、SBCCIは裁量上訴を申し立てたが、米国最高裁判所により棄却された³³⁾。以下に1)、3)の論点について述べる。

(2) 論点及び裁判所の見解

上記1)の論点ではAMA判決と同様に、Banks判決の射程距離が論点となった。SBCCIは、AMA判決での裁判所の判断と同様に、Banks判決の根拠を、①経済的インセンティブ

の必要性と、②デュープロセスを満たすための法へのフリーアクセスの必要性の2つに分割して、どちらの根拠もSBCCIには該当しないため、モデルコードは著作権で保護されることを主張した。しかし本件の裁判所は、そもそもBanks判決の根拠を2つに分割して議論することは妥当ではないと判断し、Banks判決等の過去の判例から明確に導きだせることは、「法」は著作権法の保護対象外であるということだと判示した。その上で、2つの根拠について次のように述べている。

①経済的インセンティブの必要性について
本件裁判所は、Banks判決では経済的インセンティブの要否を判断基準としていないと判示し、Banks判決の解釈で重要なことは、「裁判官がその職務上述べた意見や決定等は、法の解釈を構成し、市民を拘束するものなので、著作権で保護されない」ということであると述べている。

②デュープロセスを満たすための法へのフリーアクセスの必要性について
本件裁判所は、Banks判決はあくまでも「法」がパブリックドメインにあるということを示しており、それは、「法」はどんな目的でも自由に利用出来るということを示しており、デュープロセスを満たすことに限定されないと判示した。

(3) 従前の判例とのバランス

上記3)の論点である判例法とのバランスについて本件裁判所は、本件と前述したCCC判決及びAMA判決とは結論が異なるが、それらは矛盾するものではなく区別できるとしている。まず、本件裁判所はBOCA判決で示された「法に採用された著作物の権利行使を認めない」という判断（最終的な判示ではないが）を支持し、その判断は本件にも当てはまると述べている。BOCA判決はその限界がいくつかの標準規

格作成団体により指摘されている。その限界とは、Veeck判決のようなモデルコードを法へそのまま引用して採用しているもの、つまり取り込み型はBOCA判決の射程内だが、外部の別の著作物への参照を必要とするもの、つまり参照型はBOCA判決の射程外だということである。裁判所はこの限界を認めており、参照型である判例法（CCC判決とAMA判決）と、取り込み型である本件とは、いくつかの理由により区別できると述べている。

まず、CCC判決とAMA判決では著作物は法に引用された結果使用が義務付けられたにすぎず、参照された著作物のテキストは「法」になっていないが、本件では著作物（モデルコード）がそのまま「法」へ引用されて「法」の条文となっていることを指摘している³⁴⁾。次に、CCC判決・AMA判決では法に引用された著作物は法規採用以外の目的で作成されたものであるが、本件のモデルコード作成の唯一の動機と目的は、法規採用という点であることを指摘している。

このような理由より、第五巡回区控訴裁判所は、著作権者の著作物がそのまま「法」となったVeeck判決と、著作物が法に引用されたことにより使用が義務付けられたにすぎないCCC判決・AMA判決とを区別し、本件のように著作物がそのまま「法」となった場合には、著作権行使は認められないと判示した。

3. 5 判例の考察

BOCA判決の裁判所（1st Cir.）は、法に引用された著作物の権利行使を認めることには重大な疑問があるとしながらも、決定的な判示をすることを避けた。CCC判決の裁判所（2nd Cir.）では、法に引用された著作物の権利行使を認めた。AMA判決でもCCC判決に続き権利行使を認めており、Veeck判決（5th Cir.）にて初めて裁判所は法に引用された著作物の権利

行使を完全に否定した。Veeck判決の裁判所は、本件の判示と他の裁判所の判示は区別できるため、矛盾するものではないと述べている。上記4件の判決について、共通点及び相違点を表1に示した。

一見すると、Veeck判決の裁判所は、他の判例とVeeck判決を区別する基準として、著作物の法規への引用の態様、すなわち、取り込み型か参照型かという点に着目しているように見える。しかしこの区別は適切では無いと考えられる。なぜなら、「法」になった著作物も、「使用が義務づけられた」著作物も、どちらも「法」を構成するものであり、国民はその内容に従う義務がある点では相違がないからである。この区別が適切では無いことは、Veeck判決で裁判所が自ら強調して述べている、Banks判決の以下のパラグラフからうかがえる。

裁判官によって行われたすべての成果物は、正式な法の解釈を構成し…あらゆる市民を拘束し、すべて自由に出版できる。Id. at 253-54 [citing Nash v. Lathrop]

このBanks判決のパラグラフに照らせば、Veeck判決における「法」となった著作物も、従前の判例における「法」に引用され使用が義務付けられた著作物も、どちらも「法」を構成するもので拘束力があるため、これらを区別する必要はないであろう。

このことから、実は、2つ目の理由として示されている「著作物の作られた目的」こそが、

権利行使可否の判断基準として第五巡回区控訴裁判所の示した本質的な点であると考えられることができる。つまり、そもそも法に引用されることを予定して作成した著作物（BOCA判決及びVeeck判決）であるか、別の目的で作成され、後から法に引用された著作物（CCC判決及びAMA判決）であるかという点である。そうすると、この一連の判決は、「法」に採用されることを予定して作られたものは、実際に法になった以上はBanks判決の射程内となり、パブリックドメインであることを示している一連の判決だと捉えることができる。従って、米国の判決から導ける示唆は、「法」を構成するものはパブリックドメインにあり、「法」に採用されることを予定して作られた著作物には著作権による保護を認めるべきではないという価値判断である。

3. 6 米下院小委員会での公聴会「著作権の保護範囲について」

2003年にVeeck判決が最高裁で受理されないという結論が出た後はこの問題に焦点を当てた裁判は起こっていないが、法に引用された著作物の保護については、2014年1月に米国下院司法委員会の裁判所、知的財産、およびインターネット小委員会（Courts, Intellectual Property, and the Internet）にて、モデルコードや標準規格等に焦点を当て、著作権保護の範囲を議論するための公聴会³⁵⁾が開かれている。公聴会に

表1 米国判例の共通点及び相違点

	BOCA判決 (1st Cir.)	CCC判決 (2nd Cir.)	AMA判決 (9th Cir.)	Veeck判決 (5th Cir.)
参照物	モデルコード	車の価格表	医療コード(符号)	モデルコード
作成目的	法規引用	法規引用以外	法規引用以外	法規引用
引用の態様	取り込み型	参照型	参照型	取り込み型
法規引用の効果	「法」になった	使用義務	使用義務	「法」になった
著作権保護についての判示	おそらく保護されない	保護される	保護される	保護されない

は参考人として法学者、弁護士、米国規格協会代表、NPO法人代表など6人が参加した³⁶⁾。この公聴会のきっかけとなったのが、2013年3月に米国著作権局のMaria A. Pallante局長が下院司法委員会に「公共の利益」を優先した著作権法の大幅な改正を要請したことであり³⁷⁾、著作権法の諸問題について一連の公聴会が開催されている。

参考人であるPatricia Griffin氏（米国規格協会バイスプレジデント）は、法に参照された標準規格は、「合理的に利用可能（reasonably available）」であればよく、無料で利用できることまでは要求されないこと、標準化団体には規格を作成・維持するために著作権による収益が必要であること、近年フリーオンラインアクセスの点から「合理的に利用可能」であることについての要求が変化しているが、標準規格は著作物であり、2nd Cir. (CCC判決)、9th Cir. (AMA判決)も標準規格は著作権で保護されると判示していること等を証言した。

これと対立する意見を述べたのが、Carl Malamud氏（政府文書のオープンアクセスを推進している団体の代表）である。彼はVeck判決に基づき、州の採用したモデルコードや法規に引用された標準規格をウェブサイトに掲載しており、引用により法規へ取込まれた標準規格は「法」としての力を持っているので、政府が直接起案した文章と違いは無いこと等を証言した。また、彼は、法学者などと共に、判決文・制定された法や同様の公的な法律文書は著作権で保護されないことを明確化する請願書を提出している。このように、米国では法に引用された著作物の著作権について、実際に裁判で争われ、議会でも著作権法上の課題として認識されている。

4. ドイツにおける動向－標準規格と2003年著作権法改正

我が国において著作権料によって運営がまかなわれている民間の標準規格作成団体があるのも事実であり、彼らには経済的インセンティブが必要だという声も大きい。現在のところ我が国ではその点を考慮した明文化された規定はないが、ドイツでは民間の標準規格作成団体の経済的インセンティブに考慮した明文の規定が存在する。

ドイツの著作権法では第5条に我が国の13条と同様の規定があり、法律、命令、判決等は著作権の保護を受けられない旨が規定されているが、3項に法規が民間団体の標準規格を引用（参照）している場合でも、その著作権は保護を受けられるという規定がある³⁸⁾。これは2003年9月13日の法改正で新たに規定されたものであり、法改正後は標準規格の法規等への引用の態様が文言の再録、つまり、取り込み型の場合は標準規格は著作権法による保護を受けることが出来ないが、参照型の場合は著作権法による保護を受けられることとなった。この法改正の背景には法規に引用された標準規格の著作権に関する判例がある。過去においては、多くの裁判所は公共の利益のための標準化の結果である標準規格を著作権により保護していた。しかし、ドイツの高等連邦裁判所が、行政機関が標準規格を法律や規制に引用した場合には、参照型・取り込み型に関わらず、引用された標準規格は著作権法5条の対象となり、著作権法による保護を受けられなくなるという判決を下した³⁹⁾。

この判決を受けてDIN（ドイツ規格協会）等は、法規に引用された標準規格の著作権保護を図るための法改正を働きかけ⁴⁰⁾、その結果、上記の通り参照型として引用された標準規格は、著作権法による保護を受けられることが明確化された。

5. オランダにおける動向—2012年最高裁判決における標準規格の著作権の取扱い

オランダでもドイツと同様に強制規格が著作権で保護されるか否かが争われ、ドイツとは異なり「法」で参照されても著作権保護の対象となると判示された⁴¹⁾。

オランダ著作権法では第11条に法や判決は著作権で保護されない旨の規定がある⁴²⁾。オランダ標準協会(DSI)の標準規格(NEN規格)はオランダ建築基準法で参照されている。原告は著作権を理由にこれらの規格の出版許可が得られなかったため、著作権法11条に基づき、NEN規格は著作権で保護されないことの確認を求めて提訴した。その結果、NEN規格は法11条には該当しないとして著作権行使が認められた。その理由は、法11条で保護の対象外としている「法律」等は立法権に従って定められたもののみが該当するところ、NEN規格は議会や憲法に委任される立法権に従って定められたものではなく、建築基準法にNEN規格が参照されてもその事実は変わらないことである。そのため、これらのNEN規格はオランダ著作権法第11条で規定する法律等には該当せず、著作権で保護されると判示された。

6. 日本法の下での検討

著作権法13条では、国等が発する文書のうち、いくつかの文書については公益的見地から著作権法の保護の対象から除外しており、1号で「憲法その他の法令」を規定し、2号で国等が発する「告示、訓令、通達その他これらに類するもの」を保護の対象外とすると規定している。法規に引用された強制規格は参照型・取り込み型に関わらず1号に、国が制定している国家規格は2号に該当する可能性があるため、その点を検討する。

6. 1 著作権法13条立法経緯および学説

現行著作権法13条と同趣旨の規定が旧著作権法(明治32年3月4日法律第39号)11条であり、著作権の目的物とならないものとして、「法律命令および官公文書」を規定していた⁴³⁾。

旧規定中の「官公文書」が示す範囲があいまいだという指摘があり、昭和45年の著作権法改正では、例示を多くして、保護の対象外とするものの範囲を明確にした。

立法時の資料⁴⁴⁾では、本規定の立法趣旨は、本号に該当するものは、「公共に広く開放して自由に利用されるべき性質のものであるので、この法律による保護の対象外とした。」とされている。法令が含まれるのはその性質上当然として、その他本規定の対象となるものは、「官公庁が公務上一般に周知せしめることを目的として作成したもの」を想定していることが説明されている。「憲法その他の法令及び条約」については、「現に効力を有するかどうかおよび日本のものであるか外国のものであるかは問わない」とされ、「国等が発する告示、訓令、通達、その他これらに類するもの」については、「名称のいかんを問わず、国または地方公共団体の機関がその所掌事務に関し、国または地方公共団体の意見表示として発するものをいう」とされている。

諸学説においても共通して公益的見地に本条の意義を求めるとの考えが示されている。13条は、公益的見地からその性質上、国民に広く開放して自由に利用されるべき著作物を、著作者人格権も含めて著作権法による保護の対象外とするという趣旨の規定であり^{45)~48)}、本条各号に該当するものは国民の権利、義務と関わるものであるから自由に利用されるべきという考えである⁴⁹⁾。

6. 2 立法経緯・学説から示唆される13条1号、2号の対象とするもの

本規定は、公益的見地よりその性質上国民に広く開放して自由に利用されるべき著作物を、著作権法による保護の対象外とするという趣旨で設けられた規定であり、そのような性質の著作物についての円滑な利用の確保という公益が本条の保護法益であるといえる。1号の「憲法、その他の法令」について、著作権法には法令の定義規定はないが、これは国民の権利、義務判断に直接関わるものだと考えることができる。2号は、「告示、訓令、通達その他これらに類するもの」で、「その他これらに類するもの」という文言に解釈の余地がある。ここで、並列に記されている告示、訓令、通達の性質を考えてみる。立法経緯において2号は、「行政機関の所掌事務についての意思決定を、一般周知目的に作られたものが該当する」という説明がされているが、訓令・通達は一般周知目的で作られるものではない。しかし、行政機関は基本的に訓令・通達に沿って行動するため、訓令・通達は国民が行政機関の運用基準を知るうえで重要であり、自由に利用されるべきものと考えられる。従って、1号の憲法、その他の法令が、「国民の権利、義務判断に直接関わるもの」であるのに対して、2号の訓令・通達は、「国民の権利・義務判断に間接的に関わるもの」だと考えることができる。このことから、2号の「その他これらに類するもの」に該当する著作物とは、国等が発するもので、①国等の意思決定を一般に知らせる目的で作成されたもの、または②国民の権利、義務判断に間接的に関わるものと考えられる。

6. 3 標準規格の13条1号、2号該当性

(1) 標準規格の13条1号該当性

標準規格が1号に該当するための要件とは、

「国民の権利、義務判断に直接関わるもの」といえることである。標準規格が法規に引用されて強制力を持った場合、つまり、標準規格が強制規格となった場合はこの要件に該当する可能性がある。具体例としてJIS規格を取り上げ、法規への引用態様別に1号該当性を検討する。

まず、取り込み型として法規に引用されている標準規格は、引用されている範囲については、法規の内容そのものとなっている。ここで、本号は国民の権利、義務と関わるものを自由に利用できるように保護の対象外とするという趣旨の規定である。仮に法規の一部がJIS規格に由来するという理由で、JIS規格由来部分が本号の対象とならないとすると、法規そのものの著作権を認めることとなり、本号の立法趣旨に反する。従って、その引用されている範囲については法規の一部と考えられ、13条1号の対象となることは疑う余地がないであろう。

次に、参照型として法規に引用されている標準規格は、規格番号のみが法規中に引用され、標準規格は法規とは別の著作物として存在するため、標準規格が直接的に法規の一部であるとは言えない。しかし、法規の内容を知るためには引用された規格の内容を確認する必要がある。引用された規格の内容を抜きにしては国民は自らの権利・義務判断を行うことができない。2号の規定とは違い、1号には「その他これらに類するもの」との文言はないが、1号の対象物とは閣議決定を経て法規の名称で公布されたものや、オランダの最高裁が示したような立法権限を持っている機関が作成したものに限定されず、国民が順守する必要があり、国民の権利、義務判断に必要なものが含まれると解することができる。従って、参照型として法規に引用されているJIS規格も、引用されている範囲については法規の一部であり、13条1号の対象となると考えられる。

3章では一連の米国判例について述べたが、

それらの判例に共通して示されていることは、法を構成するものはパブリックドメインにあり、著作権保護の対象外とするという価値判断であった。つまり、公益的見地より、法を構成するものを保護の対象外とする必要性である。この価値判断は、公益的見地より国民が自己の権利、義務判断に必要であるものを著作権法による保護の対象外とするという13条の立法趣旨と一致するため、日本法の下での検討において一連の米国判例を参照することができる。

米国で上記のような価値判断が示されながらも、保護を認める判決も出ているのは、著作物が法規に引用されたことをもって著作権で保護されなくなると、著作権という財産権を奪うことになるという問題や、著作物を創作するためのインセンティブが損なわれることが危惧されるからである。BOCA判決とVeeck判決では、著作権による保護を失わせることを許容し、CCC判決とAMA判決では反対に保護を認めているが、これらの判決からは、法規引用された著作物が、そもそも法規に引用されることを予定して作られたかという点を著作物保護可否の判断基準とすることが導ける。つまり、一連の判決では、「法規が著作権で保護されないことはBanks判決で明らかになっているので、法規に引用されることを予定して作られた著作物を、法規引用をきっかけに著作権による保護を失わせたとしても、それは予期できたことであるから許される」という許容性が示されていると考えることができる。

ここで、日本法の下での検討に戻ると、法規にJIS規格を引用することは、閣議決定で推奨されており、JIS規格作成の目的の1つだと考えられる。従って、著作権による保護を失わせることの許容性という点からも、法規引用をきっかけに著作権を失わせても不当なこととまでは言えないのではないだろうか。しかし、米国においても法規引用を予定していなかった著作

物については保護を認める余地があるため、著作権者が権利行使した場合に起こりうる問題、すなわち、法を構成するものへのアクセスが制限される可能性はまだ残っており、今後、我が国で同様の事例が起こった場合の判断も不透明である。

(2) 国家規格の13条2号該当性

日本では国自身が国家規格を制定しているため、国家規格は13条2号に該当する可能性がある。具体例としてJIS規格を取り上げ、国家規格の13条2号該当性を検討する。

国家規格には告示として発令されるものもあるが、JIS規格は告示ではないため、2号の「その他これらに類するもの」への該当性を検討する。2号の要件とは、国等が発するもので①「国民の権利・義務判断に間接的に関わるもの」または、②「行政機関の意思決定を一般周知目的で作成されたもの」ということになる。ここでは、国家規格が②「行政機関の意思決定を一般周知目的で作成されたもの」に該当するか検討する。

1) 「国等が発するもの」に該当するか

JIS規格は工業標準化法第11条に基づいて主務大臣が制定するものであることから、国の発するものに該当すると考えられる。

2) 「行政機関の意思決定」に該当するか

JIS規格制定に当たっては、工業標準化法第3条に基づいて経済産業省に設置されている日本工業標準調査会の審議を経て制定されることから、制定されたJIS規格の内容は、行政機関の意思決定に該当すると考えられる。

3) 「一般周知目的のもの」に該当するか

工業標準化法第16条では、「主務大臣は、工業標準を制定し…たときは、これを公示しなければならない」と規定している。同法施行規則第3条では法第16条に規定する公示は官報に掲載することにより行うことが規定されている。

これらの規定により、JIS規格が制定されるとその旨が官報の「官庁報告」の欄に公示される。ここで、工業標準化法第16条による公示の趣旨とは、工業標準は制定されることが目的ではなくそれが実施されることが目的であるから、各方面への普及徹底ということが最も重要であり、公示することにより普及徹底を図ることを規定したものである⁵⁰⁾。つまり、JIS規格制定の目的を達成するためには、一般に周知させることが不可欠であるために公示しているのであるため、JIS規格は、「一般周知目的のもの」に該当すると考えられる。

以上より、JIS規格は、国等が発するもので、行政機関の意思決定を、一般に知らせる目的で作成されたものであるため、13条2号に規定する「その他これらに類するもの」に該当すると考えることができる。

7. おわりに

以上、標準規格の著作権をめぐる状況を俯瞰し、日本法の下での標準規格の著作権法13条該当性について検討した。3. 1から3. 5では、米国での法へ採用された著作物をめぐる一連の判決より、日本法への示唆として、「法」に採用されることを予定して作られた著作物は、実際に「法」になった以上はパブリックドメインであり、著作権による保護を認めるべきではないという価値判断が導けることを示した。6. 3(1)では、法規引用を予定して作成され、実際に法規引用された標準規格については、著作権法13条1号の対象となり、権利の目的とならない著作物であると考えられることを示した。しかし、法規引用を予定していなかった著作物については、保護を認める余地が残されるため、その取扱いについては今後の課題である。

6. 3(2)では、JIS規格のような国家規格については、著作権法13条2号に規定する「その他これらに類するもの」に該当し、権利の目的

とならない著作物であると考えられることを示した。現在、JIS規格の原案作成のインセンティブを高めるために民間の原案作成者にJIS規格の著作権を残すという運用が行われているが、現行著作権法の下ではJIS規格（ISO規格等を翻訳利用したJIS規格も含む）が著作権で保護されるとの解釈には疑義が残る。

標準規格の著作権の問題は、標準化の公的利益と著作権者の私的利益とのバランスをとることで解決しうる問題であり、それは、標準規格作成コストを誰が負担するのかという問題に帰結する。この点については、国家規格や法規に引用される標準規格など、公共性の高いものについては、国が規格作成の対価を負担することで、著作権によらずとも問題は解決すると考えられる。重要なことは、標準規格は、普及して実施されるために制定するという点である。そして、標準規格作成のインセンティブとなるのは、標準規格が制定された先にある円滑な経済活動や公共の福祉の増進であり、著作権による利益ではない。公共政策に関わりが深いという標準規格の性質に配慮した取扱いが望まれる。

注 記

- 1) Chabot, A.O., 「前ISO中央事務局ディレクターからの日本の読者への提言『なぜISO規格の著作権を保護しなければならないのか』」, 標準化ジャーナル, Vol.35, No.11, pp.17-19 (2005)
- 2) 2. (1) 強制規格の著作権保護をめぐる問題を参照
- 3) 先行研究としては以下の研究がある。鳥澤孝之, 「国家規格の著作権保護に関する考察－民間団体が関与した日本工業規格の制定を中心に」, 知財管理, Vol.59, No.7, pp.793-805 (2009)
- 4) 例えば、国立国会図書館ではJIS規格本文の全文複写を認めている。著作権法31条では図書館は公表された著作物の一部分を複製できると規定しており、全文複写を認めているということは、国会図書館は、JIS規格本文が著作権で保護されないと考えていることを示している（国立国会

- 図書館, リサーチ・ナビ 国立国会図書館.
Available at :
http://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/theme-honbun-400392.php [Accessed July 21, 2014]。
- 一方, JISCの事務局が置かれている経済産業省産業技術環境局基準認証ユニットが公表しているテキストには, 著作権法第13条第2項(ママ)の対象となるのは, 官公庁自身が創作したものに限定されること, JIS規格の官報への公示は規格の名称及び番号のみで, 内容についてまで掲載されていない等の理由により, JIS規格は著作権法13条には該当しないとの説明がされている。(長谷亮輔, 標準化実務入門(試作版)江藤 学 編, pp.185-188, 経済産業省基準認証ユニット, Available at :
http://www.jisc.go.jp/policy/hyoujunka_text/index.html [Accessed September 15, 2013])
- 5) 著作権侵害訴訟での保護範囲の解釈は創作性の程度に依存するという考え方もある(Thin Copyrightの法理)。その考えに従えば, 標準規格の創作性がさほど高くない場合には, デッドコピーを防止する程度の保護範囲のみが認められる。(作花文雄, 著作権法 制度と政策 第3版, p.15 (2008) 発明協会)
 - 6) 日本工業標準調査会, 日本工業標準調査会 年次報告 2011年版, p.10, Available at :
<http://www.jisc.go.jp/policy/nenji/houkoku2011.pdf> [Accessed August 6, 2014]
 - 7) 日本工業標準調査会・前掲注6), pp.9-10.
 - 8) 21世紀に向けた標準化課題検討特別委員会, 21世紀に向けた標準化課題検討特別委員会 報告書, pp.44-45, Available at :
<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g00608aj.pdf> [Accessed July 21, 2014]
 - 9) 新井智, 標準化教育プログラム [個別技術分野編-化学分野] 第12章強制法規と規格 制作: 早稲田大学 新井智 制作日: 2008年12月23日
Available at :
http://www.jsa.or.jp/stdz/edu/pdf/b5/5_12.pdf, [Accessed May 13, 2014]
 - 10) BPV規格 (Boiler and Pressure Vessel Code) のSection III (Nuclear Power Plant Components)
 - 11) 原子力安全・保安部会 & 原子炉安全小委員会, 原子力発電施設の技術基準の性能規定化と民間規格の活用に向けて, p.17, Available at :
<http://www.meti.go.jp/committee/downloadfiles/g40616f21j.pdf> [Accessed July 21, 2014]
 - 12) 21世紀に向けた標準化課題検討特別委員会・前掲注8)
 - 13) ISO Policies and Procedures for Copyright, Copyright Exploitation Rights and Sales of ISO Publications
 - 14) 日本規格協会 国際標準化支援センター, ISOの知的財産権保護に関する指針及び方針(理事会決議 42/1996で承認), p.2, Available at :
https://web.archive.org/web/20130310012049/http://www.jsa.or.jp/itn/pdf/shiryo/iso_ipprotection.pdf [Accessed July 10, 2014]
 - 15) 日本工業標準調査会, 「ISO著作権ポリシー改正に伴うJIS閲覧サービスの取扱いについて」(日本工業標準調査会 第103回標準部会 配布資料06, Available at :
<http://www.jisc.go.jp> [Accessed July 21, 2014]
 - 16) Practice Management Information Corp. v. The American Medical Ass'n, 121 F.3d 516, 520-21 (9th Cir. 1997)
 - 17) Veeck v. Southern Building Code Congress International, Inc., 293 F.3d 791 (5th Cir. 2002) (en banc), cert.den., 539 U.S. 969 (2003).
 - 18) Wheaton v. Peters, 33 U.S. (8 Pet.) 591, 668 (1834)
 - 19) Banks v. Manchester, 128 U.S. 244, 253 9 S. Ct. (1888)
 - 20) 公益社団法人著作権情報センター 山本隆司訳, 著作権データベース 外国著作権法一覽 アメリカ編, Available at :
<http://www.cric.or.jp/db/world/america.html> [Accessed May 13, 2014]
 - 21) Building Officials & Code Admin. v. Code Technology, Inc., 628 F.2d 730 (1st Cir. 1980)
 - 22) CCC Info. Services v. Maclean Hunter Market Reports, Inc., 44 F.3d 61 (2nd Cir. 1994)
 - 23) Banks & Bros. v. West Pub. Co., 27 F. 50 (C.C.D. Minn. 1886)
 - 24) 裁判所は次のように述べている。「デュープロセス保障の前提として国民が法律へ自由にアクセスする権利と, 著作権者に与えられる独占権を調和

- させることは難しい。我々は、Wheaton判決を現代に対応させるために、新たな方法で適用する可能性を排除することはできない」(BOCA, 628 F.2d at 730.)
- 25) 差戻し審にて被告 (CT) はFed. R. Civ. P.12 (b) (6). に基づき、請求の誤りを理由とした (原告の) 請求却下の申立をしたが、裁判所は、「本件の場合、再審理をしても、原告 (BOCA) が、原告に有利な判決を下すための何らかの事実も証明出来ないということを納得させるものではないため、請求の誤りを理由に却下されない。」と判示しており、控訴審で論点となった「法規に採用された著作物の著作権の有効性」については何も述べられていない (Building Officials & Code Admin. v. Code Technology, Inc., No.79-2472-MA 1980 WL 1169 (D. Mass.))。
- 26) See 42 C.F.R. § 433.112 (b) (2)
- 27) 本件ではAMAによるHCFAに対するCPTの使用についての排他的条件でのライセンスアウトが著作権のミスユースに該当すると認められ、これが解消されるまでは権利行使は許されないと判示された。
- 28) 本件の裁判所は、Banks判決の第二の根拠について次のように述べている。「第二の根拠は、公共政策の問題として、『裁判官の行った仕事は、すべての市民に関連のある法律の基準や法律の解釈を構成するものなので、すべて自由に出版ができる..』というものである。」(128 U.S. 244, 9 S.Ct. 36, 32 L. Ed. 425; 1888 U.S. LEXIS 2216 (1888))
- 29) BOCA判決では法に採用された著作物の権利行使は認められない可能性が高いことを判示している為、本件の裁判所は、BOCA判決を自分達の主張をサポートする判例として扱うべきではなかったと考えられる。
- 30) 49 F. Supp. 2d 885 (E.D. Tex. 1999)
- 31) 241 F.3d 398 (5th Cir. 2001)
- 32) 再審理は全裁判官の審理で考慮されるべき重要な政策上の問題がある場合などに例外的に認められる。米国民事訴訟制度についてはモリソン・フォスター外国法事務弁護士事務所、アメリカの民事訴訟 (第二版) (2006) 有斐閣を参照。
- 33) 37 U.S. 1043, 123 S. Ct. 650 (2002), 539 U.S. 969, 123 S. Ct. 2636 (2003)
- 34) 裁判所は次の通り述べている。「第二巡回区控訴裁判所 (CCC判決) と第九巡回区控訴裁判所 (AMA判決) では、著作権行使を認めない場合に、『モデルコード、標準、参考図書 of 著作権を無効にする』ことを恐れていた。…この仮定の状況は、本件と区別できる。法が特定の著作物を参照している場合、法は市民が義務を履行するために、指定された著作物を使用することを市民に要求する。単に法がそれらを参照するだけでは、著作物は『法』にならない。」
- 35) House of Representatives Committee on the Judiciary Subcommittee on Courts, Intellectual Property, and the Internet : January 14, 2014
- 36) The Scope of Copyright Protection | Committee Repository | U.S. House of Representatives, <http://docs.house.gov/Committee/Calendar/ByEvent.aspx?EventID=101642> [Accessed April 11, 2014]
- 37) U.S. Copyright Office : The Register's Call for Updates to U.S. Copyright Law, (<http://www.copyright.gov/regstat/2013/regstat03202013.html>) [Accessed April 11, 2014]
- 38) 公益社団法人著作権情報センター 本山雅弘訳、著作権データベース 外国著作権法一覧 ドイツ編。Available at : <http://www.cric.or.jp/db/world/germany.html> [Accessed July 21, 2014]
- 39) BGH, 1990. BGH, Urteil vom 26. 4. 1990-I ZR 79/88. Available at : <http://lexetius.com/1990,178> [Accessed July 21, 2014]
- DINはこの高等連邦裁判所の判決が違憲であるとして、憲法裁判所に憲法異議の申立てを行ったが、異議は認められなかった。BVerfG, 1998. BVerfG, 1 BvR 1143/90 vom 29.7.1998. Available at : http://www.bverfg.de/entscheidungen/rk19980729_1bvr114390.html [Accessed July 21, 2014]
- 40) Bahke, T., "ISO Bulletin - Comment - December 2003 In Germany, the copyright to standards is no longer questioned.", Available at : <http://web.archive.org/web/20050319204234/www.iso.org/iso/en/commcentre/isobulletin/comment/2003/December2003.html> [Accessed July 19, 2014]

- 41) Knooble v. Dutch State and Dutch Standardization Institute (DSI). LJN : BW0393 (2012/06/22)
- 42) Copyright Act 1912 (Netherlands) Article 11 : No copyright subsists in laws, decrees or ordinances issued by public authorities, or in judicial or administrative decisions.
- 43) 旧法11条の趣旨は、「創作者の意図が、最初から、公共の福祉のためにする性格のものであるので、これを個人に独占させることは、創作本来の目的にも反するとの趣旨」と解されていた。(小林尋次, 現行著作権法の立法理由と解釈—著作権法全文改正の資料として, pp.61-63 (2010) 第一書房)
- 44) 文部省文化局, 著作権法法案コンメンタール, pp. (6-1) - (6-6), 著作権情報センター蔵, 出版年不明, 立法経緯の詳細については以下の資料も参照。
文部省, 著作権制度審議会記録(一)(昭和41年11月), 文部省, 著作権制度審議会総会議事関連資料(昭和40年6月~45年12月)
- 45) 田村善之, 著作権法概説 第2版, p.256 (2004) 有斐閣
- 46) 加戸守行, 著作権法逐条講義 五訂新版, p.136 (2006) 著作権情報センター
- 47) 中山信弘, 著作権法, p.158 (2007) 有斐閣
- 48) 半田正夫, 松田政行, 著作権法コンメンタール 1 [11条~22条の2] 半田正夫, 松田政行(編), p.650 (2009) 勁草書房
- 49) 田村・前掲注45), 作花文雄, 詳解 著作権法 (第3版) 第3版, p.131 (2004) ぎょうせい, 半田, 松田・前掲注48)
- 50) 通商産業省工業技術院標準部, 平成9年版工業標準化法解説, p.63 通商産業省工業技術院標準部, (1997) 通商産業調査会出版部

(原稿受領日 2015年1月12日)

